

京都市教育委員会教育長訓令甲第5号

教育機関

京都市図書館事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成20年6月27日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第1条中「，右京中央図書館開設準備室」を削る。

第2条中「，右京中央図書館開設準備室」を削り，同条図書課の款業務系の項第2号中「並びに」の右に「右京中央図書館，」を加え，同条右京中央図書館開設準備室の款を削る。

第3条を第4条とし，第2条の次に次の1条を加える。

第3条 右京中央図書館の図書課の系の分掌する事務の概目は，次のとおりとする。

図書課

業務系

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 寄付受納に関する事。
- (3) 事務引継に関する事。
- (4) 図書館の庶務に関する事。
- (5) 文書の審査並びに収受，発送及び保存に関する事。
- (6) 経理に関する事。
- (7) 物品の購入に関する事。
- (8) 団体による図書館資料の利用に関する事。
- (9) 図書館内の取締り及び管理に関する事。

図書係

- (1) 図書館資料（京都に関する資料（郷土資料のことをいう。）及び貸出しに供さない視聴覚資料（以下「京都に関する資料等」という。）を除く。）の収集、分類、排列、保存及び目録の整理に関する事。
- (2) 個人による図書館資料（京都に関する資料等を除く。）の利用及び当該利用のための相談に関する事。
- (3) 図書館の利用に関する調査及び統計に関する事。
- (4) 読書会、研究会その他図書館が行う事業の企画及び運営に関する事。
- (5) 京都市図書館以外の図書館との連絡及び協力に関する事。
- (6) 広報資料の作成及び刊行に関する事。
- (7) 読書団体との連絡調整に関する事。
- (8) 読書活動の推進に関する事。

参考調査係

- (1) 図書館資料（京都に関する資料等に限る。）の収集、分類、排列、保存及び目録の整理に関する事。
- (2) 個人による図書館資料（京都に関する資料等に限る。）の利用及び当該利用のための相談に関する事。
- (3) 調査及び研究のために電子計算機の端末機を用いて行う情報の閲覧に関する事。

附 則

この訓令は、平成20年6月30日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）